

北播磨フィールドパビリオンへの誘客及び魅力発信等業務 企画提案コンペ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「北播磨フィールドパビリオンへの誘客及び魅力発信等業務」を委託する事業者を決定する企画提案コンペに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 応募者 企画提案コンペに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 企画提案コンペを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 企画提案コンペ実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続に関すること。
- (4) 応募に要する費用に関すること。
- (5) 当選者の決定方法に関すること。
- (6) その他企画提案コンペの実施に必要なと認める事項

(審査会の設置)

第4条 当選者を決定するため、審査会を設置する。

2 審査会の設置については、別に要綱で定める。

(審査方法)

第5条 審査は、別に定める「北播磨フィールドパビリオンへの誘客及び魅力発信等業務に係る企画提案コンペ審査方法」による。

(当選者の通知)

第6条 前条の規定により、当選者を決定したときは、応募者全員に当選の可否を通知するものとする。

(事務の所掌)

第7条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県北播磨県民局県民躍動室県民課が所掌する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月21日から施行する。